

令和元年（平成31年）

第3回柳泉園組合議会定例会会議録

令和元年8月29日開会

柳泉園組合議会

令和元年（平成31年）第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 6
・令和元年度（平成31年度）柳泉園組合行政視察（案）について	2 9
○閉 会	3 1

令和元年（平成31年）第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和元年8月29日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 議案第7号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について
 6. 議案第8号 令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
 7. 令和元年度（平成31年度）柳泉園組合行政視察（案）について
-

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 三浦 猛
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 森 しんいち	6番 稲垣 裕二
7番 原 和 弘	8番 山崎 美和
9番 清水 ひろなが	

2 関係者の出席

管 理 者	並 木 克 巳
副 管 理 者	渋谷 金太郎
副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	鹿 島 宗 男
会計管理者	渋谷 千 春
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	萱 野 洋

3 事務局・書記の出席

総務課長	横山 雄一
施設管理課長	山田 邦彦
技術課長	米持 讓
資源推進課長	濱野 和也
書記	近藤 修一
書記	本間 尚介
書記	川原 龍太郎
書記	田中 佐知

午前 9時59分 開会

○議長（三浦猛） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和元年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（三浦猛） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、8月22日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。

去る8月22日、代表者会議が開催され、令和元年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和元年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月29日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を上程し、質疑、討論を経て採決をいたします。

次に、「日程第6、議案第8号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、質疑、討論を経て採決を行います。

次に、「日程第7、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合行政視察（案）について」の説明を求め、質疑をお受けします。

以上で本日本日予定された日程は全て終了となり、令和元年第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦猛） 以上で報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（三浦猛） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番、山崎美和議員、9番、清水ひろなが議員、以上のお二方にお願ひいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、資料要求について御報告いたします。

今定例会に関して、申合せに定める期限までに資料の要求がございましたので、職員に配付させます。詳細については一覧表を御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

〔資料配布〕

○議長（三浦猛）　ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳）　改めまして、おはようございます。

本日、令和元年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただき、一言御挨拶申し上げます。

各市とも、市議会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について及び補正予算の議案を御提案させていただいております。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛）　続いて、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男）　それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和元年5月から7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございますが、5月14日に関係市と構成する事務連絡協議会を、翌15日に管理者会議を開催し、令和元年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議をいたしました。また、柳泉園組合周辺自治会の皆様に柳泉園組合の事務事業などを報告するために、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会を、5月8日に東久留米市側の自治会と、同月10日に東村山市側の自治会と開催をいたしました。

次に（2）訴訟の状況でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約に係る住民訴訟事件の第12回口頭弁論が6月14日に行われました。この口頭弁論において、裁判長より原告、被告、双方に対し、追加する主張がないことを確認された後、弁論が終結されました。9月27日（金曜日）午後1時25分から判決が言い渡される予

定でございます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

なお、7月26、27日に夏休み子供見学会を開催いたしまして、合計で85名の親子の方に御参加をいただきました。

次に、2ページ、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において7月8日に例月出納検査を実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は9件の工事契約と1件の委託契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,382トンです。これは昨年同期と比較いたしまして510トン、2.9%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万6,328トンで、昨年同期と比較しまして273トン、1.7%の増加、不燃ごみは表4-3のとおり1,845トンで、昨年同期と比較しまして170トン、10.1%の増加、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり209トンで、昨年同期と比較しまして67トン、47.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページの表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページ、表6は、缶類、びん類及びペットボトルといった資源物の搬入

状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,333トンで、昨年同期と比較しまして45トン、3.3%の減少となっております。

次に、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修を実施しております。また、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定及び下水道放流水測定を実施いたしました。6月には2号炉の定期点検整備補修が完了し、その後、順調に稼働しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定及び下水道放流水測定を実施しております。7月には2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定及び下水道放流水測定を実施しております。また、工場内の4カ所で作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。

排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、5月と7月に周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、実施をいたしました。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、9ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万8,012トンでございます。昨年同期と比較しまして406トン、2.3%の増加となっております。

表8及び10ページの表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

11ページ、表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、5月には定期点検整備補修、6月にはバグフィルター清掃、7月には構内道路補修を実施いたしました。また、6月20日(木曜日)には、破碎棟内でリチウムイオン電池等が原因と推定される火災が発生いたしました。幸いにも人的被害はなく、また施設の大きな損傷もなかったため、翌週の24日(月曜日)から施設を稼働させ、処理を再開することができました。

次に、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃、粗大ごみの処理量は2,054トンで、昨年同期と比較しまして237トン、13.0%の増加となっております。

続きまして、13ページ、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は7月に定期点検整備補修を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,333トンで、昨年同期と比較しまして45トン、3.3%の減少となっております。

続きまして、14ページ、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,202トンで、昨年同期と比較しまして100トン、4.8%の増加となっております。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は196キロリットルで、昨年同期と比較しまして5キロリットル、2.6%の増加となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページ、2、施設の稼動状況でございますが、今期は7月に貯留槽清掃を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表18、し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページ、施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場利用回数は0.9%、テニスコート利用回数は31.0%、室内プール利用者数は14.1%、トレーニング室利用者数は14.6%それぞれ減少しております。一方、会議室利用時間数は20.3%、浴場施設利用者数は0.8%増加しております。詳細につきましては、17ページの表19-1から18ページの表19-3までに記載のとおりでございます。

なお、7月15日の海の日には、毎年恒例となっております第18回柳泉園学童野球大会を開催いたしました。また、6月23日(日曜日)に「プール子ども開放」を実施し、子供164名、保護者117名、計281名の方に御来場いただきました。また、各施設

の使用料の収入状況につきましては、18ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び19ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、水質基準に適合いたしております。

また、行政報告資料に添付いたしました「不燃・粗大ごみ処理施設の火災について」、「焼却施設設置の余熱利用施設の指定管理者導入状況」及び「柳泉園組合ホームページのリニューアルについて」は担当課長から説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、行政報告資料2、不燃・粗大ごみ処理施設の火災について報告させていただきます。資料をごらんください。

まず、1ページには、火災についての関係事項、3ページから6ページまでは火災における写真を掲載しております。火災発生は令和元年6月20日（木曜日）午前9時20分ごろ、発生場所は3ページの写真、不燃・粗大ごみ処理施設内にあります破碎棟の中で、5ページの写真にあります排出コンベヤ排風機ダクト入口付近からとなります。

経過としましては、3ページの写真にあります不燃・粗大ごみ処理施設破碎棟から煙が上がっているのを確認したため、直ちに初期消火及び消防署に通報いたしました。その後、消防署の消火活動により、午前11時35分に鎮火いたしました。

今回の火災原因といたしましては、混入しましたリチウムイオン電池等が破碎機で破碎された際に発火し、ビニール等に引火したものと推測されます。5ページの写真は消火後の内部を写したもので、午後に行われました消防署の現場検証では、ごみのかき出しを行いまして調査しましたが、火災の原因となるものは発見されませんでした。

損傷の状況としましては、施設の点検等を行った結果、施設の稼動に影響する損傷がなかったため、翌週の24日（月曜日）から通常運転を再開いたしました。なお、排風機ダクトの部分に6ページのように焼け跡があるため、現在実施しています定期点検整備補修の中で確認を行う予定です。

防止対策としましては、火災発生後、関係市に対しまして、適切な分別収集を文書で依頼するとともに、市民に対し分別徹底の協力について、関係市ホームページ及び市報への掲載依頼をしました。また、柳泉園組合でも、分別排出の協力について、当組合のホームページに掲載し、今後、柳泉園組合広報誌にも同様に掲載する予定です。

また、東京都環境局から令和元年8月1日付の事務連絡で環境省から各都道府県宛てに

送られましたリチウムイオン電池の適正処理についての文書を受領しております。その中で、市町村におけます処理体制の適正化としまして、「不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。」と記載されております。今後、関係市ともども、収集する側、中間処理する側、防止策について考え、協議していくことで火災等の事故防止に努めていきたいと思っております。

不燃・粗大ごみ処理施設の火災につきましての報告は以上となります。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、焼却施設設置の余熱利用施設の指定管理者導入状況について御説明させていただきます。資料をごらんいただきたいと思っております。

第2回定例会終了後、当該資料を作成するため、再度各施設の確認をさせていただいたところ、施設で2カ所、余熱利用施設で2カ所、指定管理者導入施設で2カ所、第2回定例会の説明の中で漏れていた施設がありましたので、追加して作成をさせていただいております。

まず、表の下段に記載させていただいておりますが、多摩地区では合計で19の焼却施設が設置または建設中であります。そのうち、8施設に温水プール等の余熱利用施設が設けられており、6施設で指定管理者制度が導入されております。また、8施設のうち、焼却施設と余熱利用施設の管理を同じ自治体が行っている施設は柳泉園組合を含めまして5施設、焼却施設は熱などの供給を行い、余熱利用施設の管理は地元の自治体が行っている施設が3施設という状況でございます。

この関係で先日、他施設の状況を見せていただくため、八王子市の北野余熱利用センターあったかホールに視察に行っていました。北野余熱利用センターあったかホールでは、あったかホールまつりというイベントを周辺自治会等の協力のもと毎年行っており、ことしの11月の開催で15回目を迎えるそうです。指定管理者からの提案にもよりますが、指定管理者制度導入後は厚生施設におきましても地域の方にお楽しみいただけるイベントを行うようにしていければという感想を持ちました。

以上、簡単ではございますが、焼却施設設置の余熱利用施設の指定管理者制度導入状況についての説明を終わります。

○総務課長（横山雄一） それでは、最後の資料となります。柳泉園組合ホームページのリニューアルについてでございます。

当組合ホームページにおきましては、平成12年7月に開設し、18年が経過しており、コンテンツの増加やカテゴリー構成も複雑となっており、利用者にとってわかりにくい状

態となっていたことから、全面的に改修を行うものでございます。

主な変更点でございますが、まず1、スマートフォンやタブレット端末への対応機能として、現在、パソコンのみの対応でございましたが、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末からも閲覧できるようにし、利便性の向上を図ります。

2、デザイン変更及び情報整理といたしまして、全体的にデザインを変更し、情報の分類の整理を行い、目的の情報へ快適にたどり着けるようにいたします。

3、アクセス数の多い情報の閲覧性向上といたしまして、「ごみの持込み」や「グランドパーク」などアクセス数の多い項目をトップページからすぐに閲覧できるようにいたします。

4、その他といたしまして、例規集につきまして、現在、PDFで掲載しておりますが、データ化し、閲覧性の向上を図りたいと考えております。

2ページ以降、イメージ図といたしまして、トップページ画面、スマートフォン画面及び例規集データ画面を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

ホームページにつきましては以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○5番（森しんいち） 御説明ありがとうございました。

契約について何点か御質問をさせていただきたいと思っております。

行政報告資料、契約の部分で、まず最初に辞退が結構目立つのですけれども、この辞退の理由と、それと辞退した場合にペナルティー、例えば次からは指名をしないとか、そういうペナルティーがあるのかなのか、まずお答えいただければと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず辞退の理由についてでございます。

辞退の理由の多くが技術者の配置、確保が困難、現場代理人の不足などがほとんどでございました。辞退者に対するペナルティーでございますが、指名競争入札において当組合が指名していることから、特にペナルティーは科しておりません。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。

それでは、冒頭申し上げたように、ページ数で質問をさせていただきたいと思っておりますが、2ページ、3ページ、そして6ページ、7ページ、この4工事について拝見させていただくと、この4つの工事とも指名されている業者が、重複している業者が、3件もしくは4

件の業者が重複をしております。それで、辞退をされ、工事内容によっては金額を入れているということが見受けられるのですけれども、そもそも同じ5月20日の入札日の指名を、例えば1社が4つの工事を指名されても荷が重いのではないかなと私は思うのですね。そういうこともあって辞退をされてしまうのかなというところが1点、そこら辺についてどうお考えになっているか。また、もう1つ、たまたまだと思いますけれども、この今の4件に関して、重複することなく1社ずつが落札しているという状況にあるわけですが、そこら辺についてお考えがあればお答えいただきたいです。

○総務課長（横山雄一） それでは、お答えいたします。

業者について、複数参加していて、業務期間等により荷が重いのではないかとということですが、そちらに関しましては確かに工事期間等かぶっているところもございます。この辺につきましては、今後、精査して調査、研究していきたいと考えております。

また、契約業者がそれぞれ異なっている件でございますが、こちらにつきましては、当組合においてはあくまでも入札の結果であると考えているところでございます。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。

1社ずつがそれぞれ落札をしているところが不自然に見える場合もあるので、ぜひそこら辺は御注意いただきたいなと思います。

それと、指名をする業者が当組合として何社ぐらいあって、そもそもが例えば10社もしくはもっと少ない8社ぐらいしかない中から5社を指名しなければいけないとか、ということが理由で同じ業者に指名をするということになっているのか、そうではなくて、もっとたくさん実は指名できる業者はあるのだけれども、評点の上から順番に指名してくるとどうしても同じ業者という形になってしまうのだということなのか、最後、そのところをもう一度お伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） 指名業者に関してでございますが、登録種目で抽出して、その中から指名しております。基本的にはそんなに少ないということはありません。その中から契約の実績、官公庁の実績、最高工事完成高などを参考に抽出している状況でございます。

○5番（森しんいち） 最後とします。

ということであるなら、同じ入札日の工事に関してはあまり重複されないほうがいいかなと思いますので、ぜひ今後御検討いただければと思います。

○議長（三浦猛） ほかに質問は。

○3番（村山順次郎） それでは、多分5点になるかと思いますが、質問をさせていただきます。

恐らく議員の皆さんには情報提供、資料配付がされているのだらうと思うのですが、令和元年5月20日付、東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課長発の廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）という資料を御提供いただいております。これに関して1点お聞きしたいと思います。

当組合にとって関係がある点で一番大きいのは「第八」とされているところで、「産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理」という項目がありまして、全部は読みませんが、「緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたいこと。」と、そういう文言が載っております。これは多分、いわゆる技術的助言というやつで、強制力のないものなののだらうかと推察いたしますが、一方で、環境省からの通知を東京都から経由して受け取っているという状況だらうと思いますので、どういう御対応、これについてどういうお考えなのかというところはお聞きをしておきたいと思います。

御承知のとおり、バーゼル条約等で、従来ですと産業廃棄物である廃プラスチック類は海外に持ち出されていた部分があったわけですが、これが持ち出せなくなっていて、今後も継続して持ち出せない、輸出できないという環境下にあるという背景があつての通知だらうと推察いたしますが、柳泉園組合として、この通知を受け取ってどういうふうにお考えなのかというところは確認をさせていただければなと思います。

2点目は、職員体制に関係してお聞きしたいと思います。

ことし2月の施政方針で、組合組織の体制についてという項目がありまして、長期包括運営管理事業や厚生施設指定管理者制度の導入などによる業務内容の変更に伴う効率的な組織運営の推進及び各種課題を積極的に解決できる組織の確立に向け、組織体制の見直しに着手してまいりますという、この2月段階の施政方針がございました。第1回定例会においても、昨年度検討されたものがまとめられて、資料として提供されて、それを挟んで一定の議論があつたと、私も意見を申し上げ、質問もしたという経過だと思います。

それで、私の問題意識は2つあります。1つは、これも第1回定例会の際に申し上げましたが、当組合、特に焼却施設というのは、いずれ建てかえの日が来るといふことであります。今、長期包括委託によって事業者が運営をしているわけですが、建てかえといふことになれば、それを担う事業者を選定委員会等を設けて複数の事業者から選んでい

くことが想定されるわけですね。そうしますと、今の事業者が引き続き運営をやってくれるかどうかというのは、これは決めてかかれたい、かわる可能性ももちろんあると。周辺住民の皆さんに信頼してもらえらる組合運営を図っていくということは、非常に重要な要素だろうと思いますので、建てかえを想定しますと、長期包括をやっていて、マンネリ化から業者の言いなりになって、何をやっているのかわからない状態になってしまうということは、これはぜひ避けなければいけないことだということを繰り返し申し上げてきました。15年間という長期包括契約はいずれ終わる日が来る、それとあわせて建てかえの日がいつか来ると考えますと、技術的なノウハウの継承ということが必要になるかなと。

もう1つは、焼却施設の建てかえというのは、多摩地域の市町村にとっては難題中の難題と言っているものだろうと思います。そうしますと、やはり周辺住民の皆さんとの信頼関係を継続して維持していく、これは建てかえ云々する以前の問題としてとても大事なことだろうと思います。そうしますと、総務課的な、当組合が安心、安全に運営をされているということを適切に情報提供、説明をして御理解を得て、人間的なおつき合いも含めて信頼関係をつくっていく、維持していく、これもとても労力の要る、行政組織としてはノウハウも継承し、伝えていくべきものは伝えていきながら継続していくべきものだろうと思います。

以上の2点の問題意識から考えますと、柳泉園組合というのは20名から30名ぐらいの組織規模なわけで、このぐらいの組織規模というのは非常に運営が難しい、いろいろな不測の事態があると思いますし、一定水準の事務レベルを維持するためには、私の考えではやはり一定水準の職員体制、もう少し率直に言うと人数ということが必要だろうと思います。施政方針の議論の段階から一定たちましたので、その後、御検討はいかがということをお聞きしたいと思います。

3点目になります。ごみ減量の立場から1点お聞きしたいのですけれども、柳泉園組合では、行政収集でありますいわゆる公車及び持込みごみと呼ばれている私車の収集車に対して、一定の頻度で組成分析をされていると思います。これは各市事業系ごみも含めて、ごみ減量に資する大事な情報収集の取組みの一つだろうと思います。一方で、前回の定例会で議論にもなりましたが、持ち込んではいけないごみを持ち込んでいないかというモニタリングというか、監視の役割も果たしているのかなと思います。この組成分析について実施をしているという認識は持っているのですが、どのぐらいの頻度でどういうふうに行われているのかということころは、あまり議会の側にはその結果も含めて手にとる状況にない

とも思いますので、どういう実施状況になっているのか、その結果の公表についてお聞きをしたいと思います。

4点目になります。指定管理者制度について資料を御調製いただきました。ありがとうございます。多摩地域の類似団体、類似施設の、今回は柳泉園組合でいうところの厚生施設ですけれども、その横の実施状況の資料が提供されたというのは、初めてのことかなと思ひまして、御担当の御努力に御礼を申し上げたいと思います。

1点だけ質問させていただきたいのですが、この資料を求めましたのは、議会がいずれの時期かに、施政方針では平成33年度に指定管理者制度導入に向けてと言われているわけですけれども、今後のスケジュール、特に議会側の、この指定管理者制度でいこうという意思表示をするか、そうでないという判断わかりませんが、例えば何らかの経費が予算にのって、それが可決されれば指定管理者制度をやっていくということに意思決定としてはなるでしょうし、何らかの条例改正があるかもしれませんし、そこはわからないのですが、今後の特に議会側からの指定管理者制度に関するスケジュールはどういうふうになっていくのか、心づもりもございますので、今後のスケジュールについてお聞きをしたいと思います。

最後になりますが、ホームページに関してですけれども、私も一応時々意識を持って質問してきたつもりですけれども、いただいた資料がわかるようなわからないようなところも少しあるもので幾つかお聞きしたいのですが、このリニューアルは、いつ実施予定で、今私どもが何がしかこうしてほしいということをやったら反映される余地があるかどうか。

試しに言ってみますけれども、例えばこの議会の会議録が載っているのですが、PDF形式でスクロールできて、一応ブラウザ機能で検索しようと思えばできるのですが、市議会等の検索システムと比べるとやや不自由感があります。東久留米市の会議録の検索システムも、外部リンクで別のところに飛んで参照する、検索をするというものはあるのですが、こういうものは付加されるのでしょうかというのが一つございます。

あとは、コンテンツ、ディレクトリ、何と言ったらいいんですかね、一覧表というのですかね、情報提供、資料提供という形が望ましいかなと思いますが、一つ心配なのは、以前、環境問題に取り組んでいる学識者の方とお話しする機会があって、柳泉園組合のホームページをその方が見られたそうなんですけれども、柳泉園組合がどういう組織でどういう状況にあるのかということがホームページから見ることで、必要な情報は一定

ホームページで提供されていると思うとその方も言われていて、それでいいと、そこでゴールだということではない、100点満点だということではないとは思いますが、現状で情報が一定提供されていると。逆に、リニューアルによって今あるものがなくなってしまう、公開されなくなってしまうということがもしあるなら、どういう点なのか、お聞きをしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは1点目、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の受入れについての対応でございますが、当組合といたしましては、現在、容器包装プラスチック対象外のプラスチック類につきましては、不燃ごみとして処理しております。その関係で、不燃・粗大ごみ処理施設の処理能力、また規模などから、受入れは難しい状況であると考えております。また、そのプラスチック類を直接焼却することは、現在の方法と異なることから、それもできない状況でございます。そういう理由から、当組合としては受入れはできないという判断をしているところでございます。

続きまして、職員体制についてでございます。職員体制につきましては、本年1月に委員会の報告書を受理しております。当組合としてその報告書を精査し、現在検討している状況でございます。議員おっしゃるとおり、定員につきましては、技術、事務の円滑な継承、施設の更新等への対応、またモニタリングの適正化や、今後、積極的な情報発信や情報提供をしていく上で、一定水準の人数は確保したいと考えているところでございます。

続きまして、ホームページについてでございます。まず、いつリニューアルするかということですが、こちらは今回の定例会後、準備ができ次第、速やかにアップしたいと考えております。

次に、会議録の関係でございますが、会議録につきましては、今回のリニューアルでデータ化することは予算の関係上難しい状況でございます。今後、会議録については、実施するかしないか、効果があるかどうかも含めて、可否について検討していきたいと考えております。

最後に、内容についてでございますが、基本的に現在のホームページの内容、データ自体に変更はございません。基本的には情報を整理し、見やすくしているような状況になる予定でございます。

○技術課長（米持譲） 公車及び私車の可燃ごみの分析状況についてでございますが、こちらの実態調査につきましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業内で今実施しているものでございます。従前は年4回実施してございましたが、事業提案により、今

は年6回実施しているところでございます。5月、7月、10月、12月、2月、3月と実施しております。実施の状況ですけれども、毎年、事務報告に年間の平均として御報告さしあげております。

○施設管理課長（山田邦彦） 指定管理者制度導入に向けてのスケジュール、特に議会に関連してのスケジュールということでございますが、まず令和2年第1回定例会、これは前回の議会でお配りさせていただきました指針の中にもスケジュールとして入れさせていただいておりますが、第1回定例会に条例案を提出させていただきたいと思っております。その予定で進めております。その際、募集の要項ですとか、そのあたりもごらんいただきまして御意見をいただければと思っております。その後、募集をかけさせていただきまして、選定委員会で選定をした後、仮協定ということで業者と仮協定を結ばせていただきまして、その仮協定をもちまして議会に御提案、議決をいただいて、正式な協定を結ばせていただきます。

その後、令和3年の第1回定例会になりますが、今度は指定管理者の予算を議会に提出させていただきます。そちらで予算の議決をいただきまして、令和3年4月1日から指定管理者制度の運用を始めさせていただきたいと、このようなスケジュールで進めていきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

逆から戻っていくように再質問したいと思うのですが、指定管理者制度にかかわる議会的なスケジュールを改めて認識することができました。やるかやらないかというところはやはり条例改正のところで、それが可となればそうなるということだろうと思っておりますので、定例会でいえばもう一回、間にやって来年ということになるので、必要な調査、質問があれば質問もその機会を捉えてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

指定管理者制度に関しては以上で終わりです。

組成分析の関係ですけれども、回数がふえているということは承知をいたしました。例えば、公車と私車が分かれて情報提供されていたかどうかとか、あるいは実施している月ごとの報告になっていたかどうかとか、その情報提供の充実をより実際の分析の結果がわかるような形で図っていただきたい。もう少し欲を言えば、その頻度でやられているのであれば、行政報告に何らかの形で事項を加えていただいてもいいのかなと私思いますので、そのところの御見解もお聞きをしたいと思います。

さらにもう1点聞きたいのですが、公開できる情報、例えば実際、私車の場合であれば、

どこの業者のということが担当にはお手元にももちろん情報があると思うのです。それを公表しろということになると、これはさわりがある部分は理解できます。一方で、何らか不適正な状況があったとすると、関係市にフィードバックして是正の措置をとってもらい、こういうやりとり。組成分析は基本的には柳泉園組合でやっていただくこと、それを問題があれば改善するのはやはり関係市のほうの取組みも必要になってくると。その情報の使い方の状況も御説明いただければなと思います。

ホームページのところですけども、比較的すぐ公表されてしまうということで残念だなという気が少しするのですが、その意味でいうともう少し、新旧対照表とは言いませんが、今まではこういうホームページで、それがこういう整理をされてディレクトリがこうなります、階層がこうなっておりますという情報提供があってもよかったかなという気持ちは持ちます。私の問題かもしれませんが、議論の場は予算審査できちんとすればよかったのかなとかいろいろ考えますが、ホームページというのは非常に重要なツールだと思いますので、次の機会を捉えて積極的に議論していくように、あわせて情報提供のところももう少し工夫をしていただきたかったという要望だけ申し上げて、終わりたいと思います。

職員体制のところは御答弁があったところです。検討しているところであります。前段で意見も申し上げました。これはある意味、同じことをずっと言っているという状況でもあります。第1回定例会の質疑の際もいろいろ具体的な指摘もさせていただいておりますので、そここのところもぜひ加えて、検討のところを。ずっと先に延ばしていくものでもないと思いますし、採用のこととか考えますと一定のところでは結論を出されるのだらうと思いますので、この整理のところは積極的にぜひ私の意見も聞いていただいて御検討いただければなと要望だけ申し上げておきます。

廃プラスチック類のところは再質問したいと思います。機能的に、技術的にできないという御答弁だったと思います。一方で、私は、柳泉園組合で正式な手続を経て産業廃棄物を処理したことは多分今までないと思います。これは本当に法律にかなうのかなという素朴な疑問もなくはないのですが、環境省から正面切って通知が出ているので、やって違法になることは多分ないのかなとは思いつつ、そうだろうかという疑問も持つところあります。産業廃棄物の処理ということになりますと、当然、不安を感じる住民の皆さんもいらっしゃるだらうと思います。私は、この産業廃棄物の処理ということは、柳泉園組合の設立の間歩んできた経過から考えますと、望ましくないいろいろな状況があるのだらうと思います。その意味では、技術的に仮にできる部分があったとしても、これは非常に慎

重にあるべきかなと申し上げておきたいと思います。

質問したいのは、多摩地域の他の団体、他の施設で同様にこの通知が届いていると思うのですけれども、検討状況の把握があればお示しいただきたいと思います。

○技術課長（米持譲） 先ほどの組成分析の公表の件ですけれども、先ほど申し上げた公車、私車の可燃ごみ中の不燃ごみ等の分析調査ですが、こちらについては法律上のものでなくて、実際に廃掃法上でやっているのは年4回実施しているものがございます。こちらはごみピット内の可燃ごみ中の組成分析、それが実際に公表しているところになります。公車、私車はそれぞれピットに入れる前におろして分析しているものなんですけれども、可燃分と不燃分の割合の考え方が少し違うというところがございますので、行政報告のほうに詳細として載せるのであれば、年4回行っているごみピットの分析のほうがより法律に基づいた数値でお出しできるかと思えます。そちらですと議員のおっしゃった公車と私車の割合というのは出せなくなるかと思うのですが、その辺で検討させていただければと思います。

先ほど公車、私車の可燃ごみの分析の結果につきましては、昨年、各市のほうから分析状況を欲しいということで、ことしの4月から提供してございます。こちら、年6回の今お伝えしました分析のほかに、毎月1日、台数が1日4台か5台程度になってしまうのですけれども、各市、抜き打ちで可燃ごみの分析をあわせて、それぞれ四半期ごとに報告という形で4月からしております。

○総務課長（横山雄一） それでは、廃プラスチック類の他団体の状況でございますが、7月時点で慎重に対応を協議するとしている団体が多くございました。中には受け入れる方向で協議している団体もあるようですが、多くは慎重に協議するということでした。

○3番（村山順次郎） わかりました。当組合としては、廃プラスチック類の受入れ、焼却処理はできないというのが現段階の御見解で、他団体のところも慎重にというのは、言葉の意味としては基本的には当組合と同様に、理由はさまざまだと思いますが、できない、やらないのニュアンスだろうと解釈をいたしました。ただ、受け入れるところもあるかもしれないというところかと思いました。引続き、この問題については慎重に御対応いただくことを要望したいと思います。

組成分析の関係ですが、法律に基づいてという、ごみピット内でのというのは、これはこれで必要なことだと思いますし、情報提供のあり方をより充実していただくことは、これはこれで要望したいと思います。一方で、ごみピット内に入ってしまうと、公車、私

車の違いもわからないですし、3市の違いというのもわからなくなってしまうと思うので、まぜた上で組成分析すると思うので。そうしますと、情報提供をもう各市にされているということで、これは確認できてよかったなと思いますけれども、適切な範囲で、少なくともこういう規模でこの日に何台調査をしたとか、私は、その結果、何が何%というところも事業者名とかを伏せた状態で、例えば公車のほうの3市のそれぞれの組成分析の結果とか、そういうものが何らかの形で御提供いただけるといいなと。もちろん、出せる情報と出せない情報の精査が必要なのはわかります。全部出せとは申し上げませんが、実施状況がわかる情報提供のあり方については御検討いただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方。

○7番（原和弘） 施設管理関係について助役から少し御説明があったかと思うのですが、これは指定管理制度がこれから徐々に進んでいく段階の中で、これは私が住む清瀬市の方からの御要望という形であった話ですけれども、実はことしの7月ごろに雨が結構多くて学校関係のプールがなかなか開催できなかったということがあつたようで、その方は比較的清瀬市の中でも柳泉園組合の位置から近いところに住まれていた方でもあつたので、あそこに行けば屋根つきのプールがありますよという形でお伝えさせていただいたんですけども、この指定管理制度が進んで導入されたときに、例えば関係市に対して交通手段としてシャトルバスとか、そういうことというのを検討していただくことは可能なのでしょうか。

○施設管理課長（山田邦彦） 関係3市を回るシャトルバスのようなものができないのかという御質問だったと思うのですが、おっしゃるように確かに現状では費用の面で非常に難しい面があるかと思ひます。ただ、これが指定管理者導入ということになりますと、指定管理者の持っているノウハウですとか、またそれまでに蓄積したもの、そのようなもので可能になる面も出てくるかと思ひますので、指定管理者導入の際にはまた私どもからの要望事項、または検討事項の一つとして話し合っていきたいと考えております。

○7番（原和弘） ありがとうございます。

○議長（三浦猛） よろしいですか。

○7番（原和弘） はい。

○議長（三浦猛） ほかに質疑ございますか。

○6番（稲垣裕二） ありがとうございます。質問ではなく、御依頼をさせていただきた

いのが、今回、厚生施設の指定管理状況が提示をされました。幾つかの団体があるわけなのですが、柳泉園組合と同程度の規模のものが一体どこで、その指定管理料がどれぐらいなのかを、今定例会ではなくて結構ですので、次回までお調べをいただいて御提示をいただくと大変ありがたいなと思いますので、すぐにとっても難しいでしょうから、ぜひそれだけを要望させていただきたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） 御意見ありがとうございました。どのような資料がつかれるかわかりませんが、精いっぱい集めさせていただいて、次回の議会で御提示させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○4番（後藤ゆう子） 1点、粗大ごみ処理について確認させていただきたいのですが、今回、粗大ごみの量が47%増、大体可燃は減少傾向にあるのですが、不燃が少しふえたり粗大ごみがふえているというのが私が議員になって数年の傾向ではあるのですが、今回47.2%増というところで、それがこれだけふえると処理施設の稼働状況が変わるのかとか長く回さなくてはいけないのかといった状況と、あと、リチウムイオン電池で火災があってこういうふう一旦処理がとまってしまうということで、稼働にどれぐらいの影響がこの事故においてあったのか。それを市民の皆さんにも、リチウムイオン電池がまざっているとこういうことになるということをお伝えしたいのもありまして、その辺のところをもう少し丁寧に教えていただきたいのと、最後は要望なんですけれども、乾電池とボタン電池の差は何となくわかるのですが、リチウムイオン電池というのは市の普通の回収では出せなかったと思うのですが、その辺もあやふやな人が多いと思うのです。西東京市の場合は庁舎の市役所内にリチウムイオン電池の回収ボックスがあったりするので、リゅうせんえんニュースなどで、これがリチウムイオン電池であり、これがまざっていて火災を起こすことがあるというお知らせを一度でも、またホームページでも載せていただけるといいと思いますので、これは要望で、あとは粗大ごみの件について質問させていただきます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、粗大ごみの増加について御報告いたします。

今期の粗大ごみ量につきましては209トンで、昨年同期の142トンに対して67トン、47.2%の増加となっております。その中で、内訳としましては、清瀬市が13トン、東久留米市が13トン、西東京市が41トンの増となっております。さらに公車と私車を比較しますと、公車が昨年の76トンに対しまして今期は120トンで44トン、私車が昨年の66トンに対しまして今期は89トンで23トンの増となっております。

増になった主な原因といいますか理由として考えられるものとしまして、まず関係市の人口が昨年同期に比べまして約2,341人増になったことや、あとは住まれている方々の引っ越しや家財道具などの購入等で、市民の方々が直接持ち込む量が多くなったこと。あと、関係市では、収集した粗大ごみの取扱いにつきましては、解体後に有価物などを回収しておりまして、残りを粗大ごみとして当組合に搬入しておりますので、有価物の回収状況によっては粗大ごみ量に増減が生じることも関係しているのだと思っています。また、西東京市におきましては、今まで小型家電で受け入れた業者が搬入制限がされたため一部搬出することができなくなり、それを柳泉園組合のほうに搬入されたというお話も伺っておりますので、それも多少なりとも影響しているのかなと考えております。

続きまして、今回の火災の件につきましては、先ほど資料2の中でも御説明しましたとおり、今回、施設的には火災があった翌日に点検等を行って、特に大きな損傷がなかったことから、土日を挟んだ翌週の月曜日から通常運転を行っております。今回は火災等が早く発見されたのでこのぐらいで済んだのかなという気もしますが、施設的には不燃・粗大ごみ処理施設は1つしかございませんので、このようなことが今後重なって起こったりしますと、施設で処理をする意味では、ごみをためるピットというのもごらんいただいたと思いますが、あのぐらいの量ですので、3市のごみが一気に集まった場合、やはり入り切れないという状況も生まれたりしますので、そういった事故等にはならないように日ごろから現場サイドも含めまして注意しているところでございます。

リチウムイオン電池に関しましてのことですが、確かに議員が言われるように、通常の電池とリチウムイオン電池がどうして発火に至るのか、そういったことはなかなか、ホームページなんかで調べますと、実験映像なんかも出たりとか、そういったことで、リチウムイオン電池というのはこういったことでも、例えば外からの衝撃にもこういったことで発火するのだなというのを目にすることもできるのですが、そういったことが原因でこのところ、数年前ですとスプレー缶やガスボンベが原因とされる爆発が多かったのですが、今ではそれは、おかげさまをもちまして、市民の方々の御協力のおかげ、また施設の運転管理に携わっている委託業者に頑張ってもらっていますので、その辺は件数としては発生はしていないのですが、リチウムイオン電池に関しましては、やはり今後、社会に普及されるようになりますとこういったことが、不燃、粗大ごみ処理というのは基本的には破碎処理をするわけなんですけど、このリチウムイオン電池に関しましては破碎した後あるいは破碎する前も状況によっては発火するというもの、大変危険性のあるものですので、その

辺は市民の方々に広く周知できるように、先ほども申し上げたとおり、関係3市とも協力しながら、あるいは柳泉園組合でもホームページ等を使いまして、そういったことは随時市民の皆様に御報告できればと考えております。

○議長（三浦猛） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

また、行政報告の中で、不燃・粗大ごみ処理施設の火災について報告がありましたが、本日定例会終了後、希望者で現場確認をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第5、議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての提案理由について御説明申し上げます。

平成29年第1回臨時会において議決を得た柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、本年10月からの消費税増税に伴い契約金額を変更する必要があるため、令和元年8月9日に変更の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

議案の次のページをごらんください。

まず1、件名は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業でございます。

次に3、議案番号及び議決日、平成29年4月20日開催の第1回臨時会において議決をいただいております。

4、契約締結日は、平成29年4月28日でございます。

5、契約金額は、133億8,606万円でございます。

6、契約期間につきましては、平成29年4月28日から令和14年6月30日までとなっております。

8、変更内容でございますが、本年10月からの消費税増税に伴う契約金額の変更で、固定費A及び変動費につきましては本年10月から10%、固定費Bにつきましては来年度以降10%で計上しております。

(1) 変更前の契約金額が133億8,606万円に対し、(2) 変更後の契約金額135億8,749万9,740円となり、(3) 増額金額は2億143万9,740円でございます。

なお、裏面には年度ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○6番（稲垣裕二） まず、資料を御用意いただきまして、大変ありがとうございました。

今回、消費税増税に伴う契約変更ということで、委託の金額のことについてですが、変更後の金額が令和元年度、10億2,412万3,260円となっています。教えていただきたいのが、当初予算のときに、長期契約の予算上の金額ですが、その差についてですが、恐らく何かほかの部分も含まれているのかなと思うので、その差について要因を1点お教えいただきたいのと、それと今回10%と8%の違いがあります。補修等なので、既に終わっているから8%のままの部分があるのかな、実際の工事の発注関係で。それがそうなのかどうなのかが1点。

それからもう1点が、薬品関係については、こちらは10%に10月から変わるということなのですが、随分前の御説明だったかはっきり覚えていないのですが、薬品は一遍に買うというか、大量に仕入れる旨の御説明あったかと思ったので、だとするとその段階で購入をもし業者がしているとすると、8%のまま少なくとも今年度は据置きということになるのかなと思うのですが、それについて10月からその分も10%になる、この理由についてお教えいただきたいと思います。

○技術課長（米持譲） 長期包括の契約変更の消費税における当初予算との違いについてですけれども、当初予算では要求水準書で15年間の搬入計画量、搬入予定量で契約を

しています。今年度におきましては、前の年に各市からの実際の搬入計画量が出ますので、そちらをもとに予算し直してございます。今回、15年の総額で契約変更している関係で、変動費の搬入予定量は変えずに、消費税部分だけを考えた形で2%上乗せした形で御提示させていただいている関係で、実際の本年度予算とそこで乖離^{かい}が出てしまっているという状況でございます。

また、固定費Aにつきましては、資料でお出ししておりますが、人件費、定期点検、修繕一般と、あと、清掃費、その他、固定的な経費になりますので、こちらは10月から10%にさせていただいております。また、変動費につきましては、薬品、大量にというわけではないのですけれども、やはり柳泉園組合に貯蔵できるタンクに限りがございます。その都度発注している状況でございますので、10月納品から10%で今回提示させていただいているという状況でございます。

固定費Bにつきましては、平成31年度の当初予算においては10%で計上させていただいたのですが、実際、今回、増税分で契約変更するに当たりまして、固定費B、大規模補修及び更新工事の費用になりますが、こちらは消費税の請負工事に係る経過措置の適用によりまして、本年度につきましては8%で計上し直しておりますので、そこで少し差が出ているかと思えます。

○6番（稲垣裕二） 御説明いただきまして、当初予算との違いについては理解をいたしました。詳しくは決算を見ないと、またその差はどうかかなということになるかと思えますが、一応、きょうの段階では、この契約変更についての差については理解をいたしましたので、ありがとうございました。

○議長（三浦猛） ほかに質疑ある方はいらっしゃいますか。

○8番（山崎美和） お願いいたします。私のほうからは、この変更が各市への影響がどのようになっていくのかということ、負担金にどのような形で反映されていくのかということについてお伺いしたいと思います。

それから、今回はこの契約の変更が出ていますけれども、予算がどう変わっていくのかというのが、いつどこで予算化されていくのか、補正なのか、時期ですとか、そういうのを教えていただきたいと思えます。

あと、もう1点ですけれども、今回この委託は大きな契約で額も大きいのですけれども、消費税については、ほかの委託契約がいろいろあると思うのですけれども、そういうものについても影響があるのかなと考えますけれども、そのあたりどういう影響が柳泉園組合

全体であるのかということ、それからあと、厚生施設の利用料ですとか、そういったものについてはどうなっていくのか、よろしくをお願いします。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず各市負担金への影響でございますが、変更後増額となっておりますので、固定費Bの更新部分につきましては各市4分の2、4分の1ずつの負担となって増加の影響があると思われまます。また、その他につきましては搬入割で計算をいたします。ただ、毎年の歳入の状況によってどれぐらい影響があるかは変わってきますので、現時点では詳細な額はわかり得ません。また、なるべく今後も各市の負担金増減が大きくならないように、当組合として努力して予算編成をしていきたいと考えているところでございます。

次に、こちらの予算化の時期ということでございますが、基本的に予算化は毎年行っているところでございます。なお、債務負担行為を設定しておりまして、今年の第1回定例会に債務負担行為の設定及び本年度の予算を計上しているところでございます。

また、消費税の他の契約への影響でございますが、ほかに契約変更する案件としては2件ほどあると考えております。それにつきましては、今後、再度各課調査し、10月までに契約変更を行いたいと考えております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、10月1日からの消費税の増税に伴います厚生施設の利用料について御答弁させていただきます。

このたびは10月1日から消費税が増税になるということで、近隣の他の施設に確認を行っております。西東京市及び東久留米市の各スポーツセンターにおきまして、使用料につきまして今のところ料金の改定の予定はないということでございますので、私どもの厚生施設の使用料につきましても現段階では改定は予定しておりません。また、改定を行う際には、近隣の周辺施設の状況を確認させていただきながら御提案をさせていただきたいと考えております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。

まず、厚生施設の利用料、予定はないということだけれども、柳泉園組合としては施設の使用料というのは消費税の支払いの義務はあるということですよ。税金を免除されるかとかそういうものではなくて、支払わなければならないものなのではないでしょうか。基本的なんですけれども、そこのところを確認したいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） 柳泉園組合が消費税を納付しているかということでございますが、納付の義務はございません。ですので、今、消費税等については納めていない状

況でございます。

○議長（三浦猛） よろしいですか。

○8番（山崎美和） 意見だけ1つ。消費税という性質についてですけれども、私たちいつも言っているのですけれども、この消費税、今この景気が悪いときに上げていくべきではないということをずっと言っております、今回も各市への負担金にものっていくわけで、各市もそれについて市民負担にしていくのかしていかないのかという、そういう議論にもなりかねない。していったらいけないと思いますけれども、そういった事態になっていくという、こういう性質のものというのは本当に消費税10%を今やるべきではないなということを今でも考えております。法律でこれは上げなければならないし、転嫁もしなければならないものですので、やらざるを得ないものだとここでは思っておりますので、消極的な形で賛成という形にはなりますけれども、意見としてこれは言わせておいていただきたいと思えます。

○議長（三浦猛） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第7号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第6、議案第8号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一

般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第8号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、予算総額に変更はございませんが、現予算の歳出を調整する必要が生じたので御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、嘱託員報酬及び住居手当の不足額を調整させていただく内容でございます。

それではまず、補正予算書の2ページをごらんください。

第1表、歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳出の款項の補正額につきましては、表に記載する金額でございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。事項別明細書、2の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等、説明欄記載の住居手当16万5,000円の増額につきましては、本年5月から新たに1名の職員が住居手当の支給対象となったことから増額補正するものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費、節1報酬、説明欄記載の嘱託員報酬39万8,000円の増額につきましては、検量業務に配置予定であった再任用職員が辞退し、不足人員を嘱託員で対応したことから増額補正するものでございます。

次に、節2給料の40万8,000円の減額につきましては、再任用職員及び一般職の給料から嘱託員報酬及び住居手当に充当するものでございます。

次に、節4共済費、説明欄記載の嘱託員社会保険等負担金5万3,000円の増額につきましては、嘱託員報酬同様の理由でございます。そちらのほうを共済組合負担金から充当するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第8号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第1

号)の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○6番(稲垣裕二) 補正予算の中身につきましては、ただいま御説明をいただきまして大変よくわかりました。そこで、お尋ねをさせていただきたいのは、予算事務規則の第15条を見ると、補正予算が成立をした場合、予算執行計画の変更をしなければならないとされていて、軽微な場合はこの限りではないですよとしている。恐らく今回は人件費ということで、軽微なもので変更扱いをしないということなのでしょうが、逆に言うと、変更計画を提出するというのはどういう場合になるのか、その基準を今後の参考のためにお教えをいただければと思います。

○総務課長(横山雄一) 基本的に執行計画は毎年つくっているものでして、変更があった場合にはその都度変更している状況でございます。

○6番(稲垣裕二) 課長がおっしゃるとおり、変更があった場合、当然変更するべきだと思うのです。私がお尋ねをしたかったのは、今回は軽微なものなんだろうなとは思っているのですが、計画変更はされないんだと思うのですが、そうでないケース、要は計画変更する基準というのはどういうものになるのでしょうか。この補正予算が成立した場合、予算執行計画を変更しなければならないとされているので、その基準を教えていただきたいということです。

○総務課長(横山雄一) すみません、再度答弁させていただきます。

基本的には、変更があった場合には変更するものでございます。今回につきましても、執行計画、当初つくったものを変更して計画を再度作成いたします。

○6番(稲垣裕二) わかりました。今回も変更計画をするということですね。そうすると、逆にお尋ねをすると、軽微なものというのはどういうものが該当するのでしょうか。

○総務課長(横山雄一) 軽微なものにつきましては、例えばなんですが、節の中で同じ科目の中での変更ですとか、補修ですとか、そういったときには軽微なもので特に変更はかけないでそのままいきます。

○6番(稲垣裕二) ということは、いわゆる認められている流用の範囲であれば執行計画の変更はしないと、こういう理解をしておいてよろしいでしょうか。

○総務課長(横山雄一) そうですね、そのようなときも、議員おっしゃるとおりだと思います。

○6番(稲垣裕二) 理解しました。終わります。

○議長(三浦猛) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第 8 号、令和元年度（平成 3 1 年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）の質疑を終結いたします。

これより議案第 8 号、令和元年度（平成 3 1 年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第 8 号、令和元年度（平成 3 1 年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第 8 号、令和元年度（平成 3 1 年度）柳泉園組合一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第 7、令和元年度（平成 3 1 年度）柳泉園組合行政視察（案）について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明をいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、令和元年度（平成 3 1 年度）柳泉園組合行政視察（案）について御説明申し上げます。

まず、1 の視察目的でございますが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和 5 0 年に竣工した施設で、老朽化が進む中、今後、施設の更新も視野に入れ検討する必要がございます。そのため、不燃・粗大ごみ処理施設の施設運営のあり方等の参考にするため、先進施設を視察するものでございます。

2 の視察先は、栃木県下野市にある小山広域保健衛生組合のリサイクルセンターでございます。こちらの施設は当組合同様の一部事務組合ございまして、小山市、下野市、野木町、上三川（かみのかわ）町、2 市 2 町で構成する一部事務組合でございます。

施設は、平成 3 1 年 3 月に竣工した不燃ごみ及び粗大ごみを含みリサイクル施設でございます。

3の実施日及び行程ですが、実施日は令和元年10月18日（金曜日）でございます。
行程は、貸し切りバスにより、午前9時半、当組合を出発し、途中、昼食休憩をとり、午後1時15分ごろから1時間半程度視察し、午後5時ごろ帰宅予定でございます。

4の参加人数につきましては、記載のとおり、23名を予定しております。

次ページ以降には、参考資料として視察先のパンフレットを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、日にちが近づきましたら発送させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で説明が終わりました。

これより令和元年度（平成31年度）柳泉園組合行政視察（案）について質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和元年度（平成31年度）柳泉園組合行政視察は、ただいまの報告のとおり実施いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま事務局より報告されたとおり、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合行政視察は、日程を10月18日（金曜日）とし、視察先は栃木県下野市にある小山広域保健衛生組合リサイクルセンターとすることに決しました。御参加のほど、よろしく願いいたします。

先ほどの答弁の一部修正があるということで、発言を許可したいと思います。

○技術課長（米持譲） ありがとうございます。

先ほど行政報告の中で、村山議員に御報告したところで1点訂正させていただきます。

先ほど、廃掃法で年4回実施していると言ったのですけれども、実際は旧厚生省の環境整備課長通達の中の第4項の規定により実施しているものでございます。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（三浦猛） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前 11 時 34 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員 山 崎 美 和

議 員 清 水 ひろなが